

青森県報

第二千九百三十四号

平成二十年
五月十九日
(月曜日)

目次

告 示

救急病院の設置……………(医療薬務課) ……一
 公共測量の終了……………(監理課) ……一
 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札……………(警察本部) ……二
 右 同……………(会 計 課) ……三
 右 同……………(同) ……三
 右 同……………(同) ……四
 右 同……………(同) ……五

公安委員会

警備員等の検定の実施……………(生活安全) ……六
 収入委員会……………(企 画 課) ……六

公示による通知……………(監 理 課) ……七

公営企業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病 院 局) ……八
 ……(経営企画室) ……八

告 示

青森県告示第四百三十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
シルバー病院	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の四四四	平成二十三年五月十九日

青森県告示第四百三十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関 青森市
- 二 測量の種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 測量の期間 平成十九年四月二十三日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 測量の地域 青森市

青森県告示第四百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業の事業計画の変更を平成二十年五月二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業（三・三・一 号 三八城公園）

三 事業施行期間

平成六年十一月十四日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の売却

物 建	地 所	地 目	地 積
北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一の一	北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一の一	宅 地	三三二・六六平方メートル
木造平家建			
	延 面 積		九九・五六平方メートル

二 予定価格

八百九十二万七千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 一階会議室

2 日時

平成二十年六月二十六日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 物件については、平成二十年六月十二日午後二時から、北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一の一において現場説明を行う。
問い合わせ先
青森県警察本部会計課管財係
電話〇一七 七二三 四二二一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

土 地		建 物	
所 在 地	地 目	所 在 地	構 造
つがる市木造丸山竹鼻八四の二三	宅 地	つがる市木造丸山竹鼻八四の二三	木造平家建
	地 積		延 面 積
	三九六・〇四平方メートル		九八・五四平方メートル

二 予定価格

六百九十七万九千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

つがる市木造丸山竹鼻八四の二三

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部庁舎 一階会議室

2 日時

平成二十年六月二十六日 午後一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十年六月十二日午前十一時から、つがる市木造丸山竹鼻八四の二三において現場説明を行う。
問い合わせ先

青森県警察本部会計課管財係
電話〇一七 七二三 四二二一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

物 建		地 士	
所 在 地	構 造	所 在 地	地 目
むつ市川内町宿野部楡木平五六の三九七	木造平家建	むつ市川内町宿野部楡木平五六の三九七	宅 地
			延 面 積
			一〇〇・二〇平方メートル

二 予定価格

八百八十五万四千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

むつ市川内町宿野部楡木平五六の三九七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市中央一丁目八の一

青森県むつ合同庁舎旧館 二階会議室

2 日時

平成二十年六月二十七日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

十 契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十年六月十三日午後三時から、むつ市川内町宿野部楡木平五六の三九七において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七三三 四二二一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

物 建		地 士	
所 在 地	構 造	所 在 地	地 目
北津軽郡板柳町大字大俵字富永六九の八	木造平家建	北津軽郡板柳町大字大俵字富永六九の八	宅 地
			延 面 積
			七九・四九平方メートル

二 予定価格

百八十八万六千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

北津軽郡板柳町大字大俵字富永六九の八

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 一階会議室

2 日時

平成二十年六月二十六日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十年六月十二日午後四時から、北津軽郡板柳町大字大俵字富永六九の八において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七二三 四二二一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年五月十九日

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

物 建		地 土	
上北郡東北町字大平一の二二二	所 在 地	上北郡東北町字大平一の二二二	所 在 地
木造二階建	構 造	宅 地	地 目
一階六〇・四五平方メートル 二階二五・六七平方メートル	延 面 積	二三一・三六平方メートル	地 積

二 予定価格

三百六十六万八千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

上北郡東北町字大平一の二二二

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 一階会議室

2 日時

平成二十年六月二十六日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十年六月十三日午前十一時から、上北郡東北町字大平一の二二二において現場説明を行う。
問い合わせ先

青森県警察本部会計課管財係
電話〇一七 七二三 四二一一

公安委員会

青森県公安委員会告示第五十号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十年五月十九日

青森県公安委員会委員長 橋本 八 右 衛 門

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十年八月三十日（土）午前九時から午後五時まで

2 場所

青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター

二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第五号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者
2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定の方法及び内容

1 方法
検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること。

(3) 核燃料物質等危険物に関すること。

(4) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(5) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

(1) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(2) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手続き

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十年六月二十三日（月）から同年七月十八日（金）までの間（土曜日、日曜日を除く。）

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課
- (二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に存する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書類等を、四の2に該当する者は次に掲げる(一)及び(二)の書類等を、それぞれ添付すること。

- (一) 住所を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等） 一通
- (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
- (三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 二葉

5 受検手数料

一万六千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
- 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
- 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問い合わせ先

- 1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一（内線三〇四五）
- 2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十年五月十九日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県国土整備部監理課内
- 四 その他
一 の書類は、平成二十年六月九日をもって通知があったものとみなされます。

氏 名	住 所	備 考
濱谷 和文	住所不明 ただし、戸籍の附票に記載の住所 東京都文京区西片2丁目23番12号 袴田方 (平成9年8月31日イタリヤ転出)	
濱谷 和美	住所不明 ただし、戸籍の附票に記載の住所 北海道阿寒郡阿寒町字阿寒湖畔番外地 (平成8年3月6日イタリヤ転出)	
(亡)高坂 チカサの 二女 氏名不明	住所不明	
(亡)高坂 チカサの 三女 橋本 スズエの 長男 氏名不明	住所不明	

(七) 高坂 氏 不詳 三女 高坂 氏 不詳	チカサの ツツミの	住所不明	
(七) 高坂 氏 不詳 三女 高坂 氏 不詳	チカサの ツツミの	住所不明	
(七) 高坂 氏 不詳 四女 高坂 氏 不詳	チカサの よし	住所不明	

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年五月十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
総合医療情報システムに係る電子計算機等の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部経営企画室
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
NECリース株式会社青森営業所
青森市長島二丁目一〇の三
- 六 契約金額

八千六百六十二万三千七百四十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭